

第3編

災害発生に備える

第1章 市の体制

市域内に地震、津波による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市は、県、他の市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関及び市民の協力を得て、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、その有する全機能をあげて被害の発生を最小限にとどめる。

※担当【全】全部課所、光地区消防組合消防本部（ただし、災害の種別及び配備する体制による）

第1節 市の災害対策体制

第1項 配備体制

1 地震対策の場合

体制別の配備基準、職務の内容及び配備部課等 … 別表 1-1

2 津波対策の場合

体制別の配備基準、職務の内容及び配備部課等 … 別表 1-2

3 業務継続計画（BCP）の策定

市は、大規模災害が発生し、市役所が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定する。

第2項 職員の動員

本編第3編第1章第1節第2項「職員の動員」を準用する。

第2節 災害対策総合連絡本部

本編第3編第1章第2節「災害対策総合連絡本部」を準用する。

第3節 市の備災活動

本編第3編第1章第3節「市の備災活動」を準用する。

1 地震対策の場合

別表 1－1

※ これはあくまでも基本形であり、災害の状況によってはこの限りではない。

区 分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制（非常体制）
配備基準	① 市域（市域の一部の場合を含む）で震度 3 の揺れが発生したとき ② 震度 2 の場合でも、 ア 2 日以内に市内で総雨量 70 ミリ以上を観測しているとき イ 1 ヶ月以内に市内で震度 4 以上の揺れを観測しているとき ウ 1 ヶ月以内に市内で大規模な土砂災害が発生しているとき	①市域（市域の一部の場合を含む）で震度 4 の揺れが発生したとき ② 震度 4 未満の場合でも局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき	① 市域（市域の一部の場合を含む）で震度 5 弱の揺れが発生したとき ② 震度 5 弱未満の場合でも市域に相当規模の被害が発生し、又は災害が予想されるとき	ア 市域（市域の一部の場合を含む）で震度 5 強以上の揺れが発生したとき イ 震度 5 強未満の場合でも、市全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき。又はこれらが予想されるとき
職務内容	主として、災害の拡大を防止するための、必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を行う	情報収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置等を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに警戒体制に移行する	事態の推移を予測し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施する	① 市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 ② 全職員による体制（本部各班等も出動）
配備職員	あらかじめ所属長が指名した職員（輪番による）	あらかじめ所属長が指名した職員（輪番による）	災害の規模に応じ、 ① 配備課所の職員の一部又は全員 ② 本部各班等、応援が必要な場合は、以外の課所の職員の一部	全職員（自発的に登庁）
防災危機管理課	○	○	○	○
総務課		○（状況に応じて）	○	○
法務コンプライアンス課				○
人事課			○（状況に応じて）	○
施設マネジメント課		○（所管施設の被害調査）	○	○

区 分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制（非常体制）
企画課			○（状況に応じて）	○
公立大学連携課		○（所管施設の被害調査）	○	○
秘書課		○（状況に応じて）	○	○
スマートシティ推進課		○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
広報広聴課		○	○	○
財政課				○
課税課				○
収納課				○
契約監理課				○
地域づくり推進課		○（所管施設の被害調査）	○	○
市民センター		○（施設の被害調査）	○	○
櫛浜支所		○（地区内の被害調査）	○	○
鼓南支所		○（地区内の被害調査）	○	○
久米支所		○（地区内の被害調査）	○	○
菊川支所		○（地区内の被害調査）	○	○
夜市支所		○（地区内の被害調査）	○	○
戸田支所		○（地区内の被害調査）	○	○
湯野支所		○（地区内の被害調査）	○	○
大津島支所		○（地区内の被害調査）	○	○
向道支所		○（地区内の被害調査）	○	○
長穂支所		○（地区内の被害調査）	○	○
須々万支所		○（地区内の被害調査）	○	○
中須支所		○（地区内の被害調査）	○	○
須金支所		○（地区内の被害調査）	○	○
和田支所		○（地区内の被害調査）	○	○
八代支所		○（地区内の被害調査）	○	○
移住交流推進課				○
文化振興課		○（所管施設の被害調査）	○	○

区 分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制（非常体制）
スポーツ振興課		○（所管施設の被害調査）	○	○
観光振興課		○（所管施設の被害調査）	○	○
動物園		○（動物園の被害調査）	○	○
環境政策課		○（所管施設の被害調査）	○	○
リサイクル推進課		○（所管施設の被害調査）	○	○
市民課				○
生活安全課		○（所管施設の被害調査）	○	○
人権推進課		○（所管施設の被害調査）	○	○
地域福祉課		○（所管施設の被害調査）	○	○
高齢者支援課		○（所管施設の被害調査）	○	○
生活支援課		○（所管施設の被害調査）	○	○
障害者支援課		○（所管施設の被害調査）	○	○
指導監査課				○
子育て給付課				○
こども保育課		○（所管施設の被害調査）	○	○
あんしん子育て推進課		○（所管施設の被害調査）	○	○
健康づくり推進課		○（所管施設の被害調査）	○	○
地域医療課		○（病院の被害調査）	○	○
病院管理課		○（病院の被害調査）	○	○
保険年金課				○
商工振興課		○（所管施設の被害調査）	○	○
中心市街地活性化推進課		○（所管施設の被害調査）	○	○
農業振興課		○（所管施設の被害調査）	○	○
農林整備課		○（所管施設の被害調査）	○	○
水産振興課		○（所管施設の被害調査）	○	
道路課	○（震度 3 のときは配備）	○（道路の被害調査）	○	○
河川港湾課	○（震度 3 のときは配備）	○（河川・港湾の被害調査）	○	○
建築課				○

区 分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制（非常体制）
住宅課		○（市営住宅の被害調査）	○	○
都市政策課				○
公共交通対策課		○（状況に応じて）	○	○
建築指導課			○	○
公園花とみどり課		○（街路樹・公園の被害調査）	○	○
市街地整備課		○（区画整理内の被害調査）	○	○
〔新〕 地域政策課	○（震度 3 のときは配備）	○	○	○
〔新〕 市民福祉課		○（応援が必要なとき）	○（応援が必要なとき）	○
〔熊〕 地域政策課	○（震度 3 のときは配備）	○	○	○
〔熊〕 市民福祉課		○（応援が必要なとき）	○（応援が必要なとき）	○
〔熊〕 産業土木課	○（震度 3 のときは配備）	○（土木施設の被害調査）	○	○
〔鹿〕 地域政策課	○（震度 3 のときは配備）	○	○	○
〔鹿〕 市民福祉課		○（応援が必要なとき）	○（応援が必要なとき）	○
〔鹿〕 産業土木課	○（震度 3 のときは配備）	○（土木施設の被害調査）	○	○
会計課				○
上下水道局(下記以外)				○
総務課	○（状況に応じて）	○（所管施設の被害調査）	○	○
水道工務課	○（状況に応じて）	○（所管施設の被害調査）	○	○
下水道工務課	○（状況に応じて）	○（所管施設の被害調査）	○	○
浄水課	○（状況に応じて）	○（所管施設の被害調査）	○	○
下水道施設課	○（状況に応じて）	○（所管施設の被害調査）	○	○
ボートレース事業局		○（所管施設の被害調査）	○	○
教育政策課	○（震度 3 のときは配備）	○（所管施設の被害調査）	○	○
〔新〕 総合出張所		○	○	○
〔熊〕 総合出張所		○	○	○
〔鹿〕 総合出張所		○	○	○
生涯学習課		○（所管施設の被害調査）	○	○

区 分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制（非常体制）
人権教育課		○（所管施設の被害調査）	○	○
教育集会所				○
学校教育課		○（学校の被害調査）	○	○
学校		○（学校の被害調査）	○	○
学校給食課		○（所管施設の被害調査）	○	○
中央図書館		○（施設の被害調査）	○	○
議会事務局				○
選挙管理委員会事務局				○
監査委員事務局				○
農業委員会事務局				○
消防本部	○	○	○	○
光地区消防組合消防本部	○	○	○	○

津波対策の場合

別表 1-2

※ これはあくまでも基本形であり、災害の状況によってはこの限りではない。

区 分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害対策本部体制（非常体制）
配備基準	他国を含め、県外において概ね震度 5 弱以上の地震が発生し、瀬戸内海沿岸に津波が到着する可能性があるとき	「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表されたとき	「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報（津波・大津波）が発表され、相当な被害が発生し又は発生するおそれがあるとき
職務内容	報道、関係機関等から気象・水象現象等の情報収集活動を行い、状況の推移に応じて第 2 警戒体制に移行する。	① 海面監視、関係機関等から気象・水象現象等の情報収集活動を行う。 ② 津波による災害の発生が予想されることから住民への避難広報・誘導、災害応急対策及び災害の拡大防止のために必要な諸準備を行う。	数市町村の地域について大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、市の総力をあわせて災害対策に取り組む。（本部各班等も出動）
配備職員	あらかじめ所属長が指名した職員（輪番による）	あらかじめ所属長が指名した職員（輪番による）	全職員（自発的に登庁）
防災危機管理課	○	○	○
総務課		○（避難広報・誘導）	○
法務コンプライアンス課			○
人事課		○（避難広報・誘導）	○
施設マネジメント課			○
企画課		○（避難広報の応援）	○
公立大学連携課		○（避難広報の応援）	○
秘書課	○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
スマートシティ推進課	○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
広報広聴課	○（状況に応じて）	○（避難広報）	○
財政課		○（避難広報の応援）	○
課税課		○（避難広報の応援）	○
収納課		○（避難広報の応援）	○
契約管理課		○（避難広報の応援）	○
地域づくり推進課	○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
市民センター		○（状況に応じて）	○
櫛浜支所	○（状況に応じて）	○（地区内の避難広報・誘導）	○
鼓南支所	○（状況に応じて）	○（地区内の避難広報・誘導）	○
久米支所		○（避難者受入れの準備）	○
菊川支所			○
夜市支所	○（状況に応じて）	○（地区内の避難広報・誘導）	○

区 分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害対策本部体制（非常体制）
戸田支所	○（状況に応じて）	○（地区内の避難広報・誘導）	○
湯野支所			○
大津島支所	○（状況に応じて）	○（地区内の避難広報・誘導）	○
向道支所			○
長穂支所			○
須々万支所			○
中須支所			○
須金支所			○
和田支所			○
八代支所			○
移住交流推進課			○
文化振興課		○（避難所開設）	○
スポーツ振興課		○（避難所開設）	○
観光振興課	○（状況に応じて）	○（状況に応じて）	○
動物園			○
環境政策課			○
リサイクル推進課			○
市民課			○
生活安全課			○
人権推進課			○
地域福祉課		○（所管施設の被害調査）	○
高齢者支援課		○（所管施設の被害調査）	○
生活支援課			○
障害者支援課			○
指導監査課			○
子育て給付課			○
こども保育課			○
あんしん子育て推進課			○
健康づくり推進課			○
地域医療課			○
病院管理課			○
保険年金課			○
商工振興課			○
中心市街地活性化推進課			○
農業振興課			○
農林整備課			○
水産振興課	○（状況に応じて）	○（漁港区域内の避難広報・誘導）	○
道路課	○（状況に応じて）	○（避難広報・誘導）	○
河川港湾課	○（状況に応じて）	○（避難広報・誘導）	○
建築課			○
住宅課			○

区 分	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	災害対策本部体制（非常体制）
都市政策課			○
公共交通対策課			○
建築指導課			○
公園花とみどり課			○
市街地整備課		○（区画整理内の避難広報・誘導）	○
〔新〕地域政策課	○（状況に応じて）	○（避難広報・誘導）	○
〔新〕市民福祉課		○（避難広報の応援）	○
〔熊〕地域政策課			○（応援等に備え出勤待機）
〔熊〕市民福祉課			○（応援等に備え出勤待機）
〔熊〕産業土木課			○（応援等に備え出勤待機）
〔鹿〕地域政策課			○（応援等に備え出勤待機）
〔鹿〕市民福祉課			○（応援等に備え出勤待機）
〔鹿〕産業土木課			○（応援等に備え出勤待機）
会計課			○
上下水道局(下記以外)			○
総務課			○
水道工務課			○
下水道工務課			○
浄水課			○
下水道施設課			○
ボートレース事業局		○（来場者・近隣住民の避難）	○
教育政策課	○（状況に応じて）	○	○（応援等に備え出勤待機）
〔新〕総合出張所		○	○
〔熊〕総合出張所		○	○
〔鹿〕総合出張所		○	○
生涯学習課		○（避難所開設）	○
人権教育課		○（避難所開設）	○
教育集会所		○（沿岸部は避難）	○
学校教育課		○（避難所開設）	○
学校		○（沿岸部は避難）	○
学校給食課			○
中央図書館			○（応援等に備え出勤待機）
議会事務局			○
選挙管理委員会事務局			○
監査委員事務局			○
農業委員会事務局			○
再開発推進室			○
消防本部	○	○	○
光地区消防組合消防本部			

第2章 災害情報の収集・伝達

地震等により災害が発生した場合において、災害情報の収集・伝達は、市が迅速・的確に応急対策を講じるうえで最も重要なものとなる。

そこで、その収集・伝達の経路や手段について定める。

第1節 災害情報計画

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、市をはじめとして防災関係機関が得た情報を市民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。

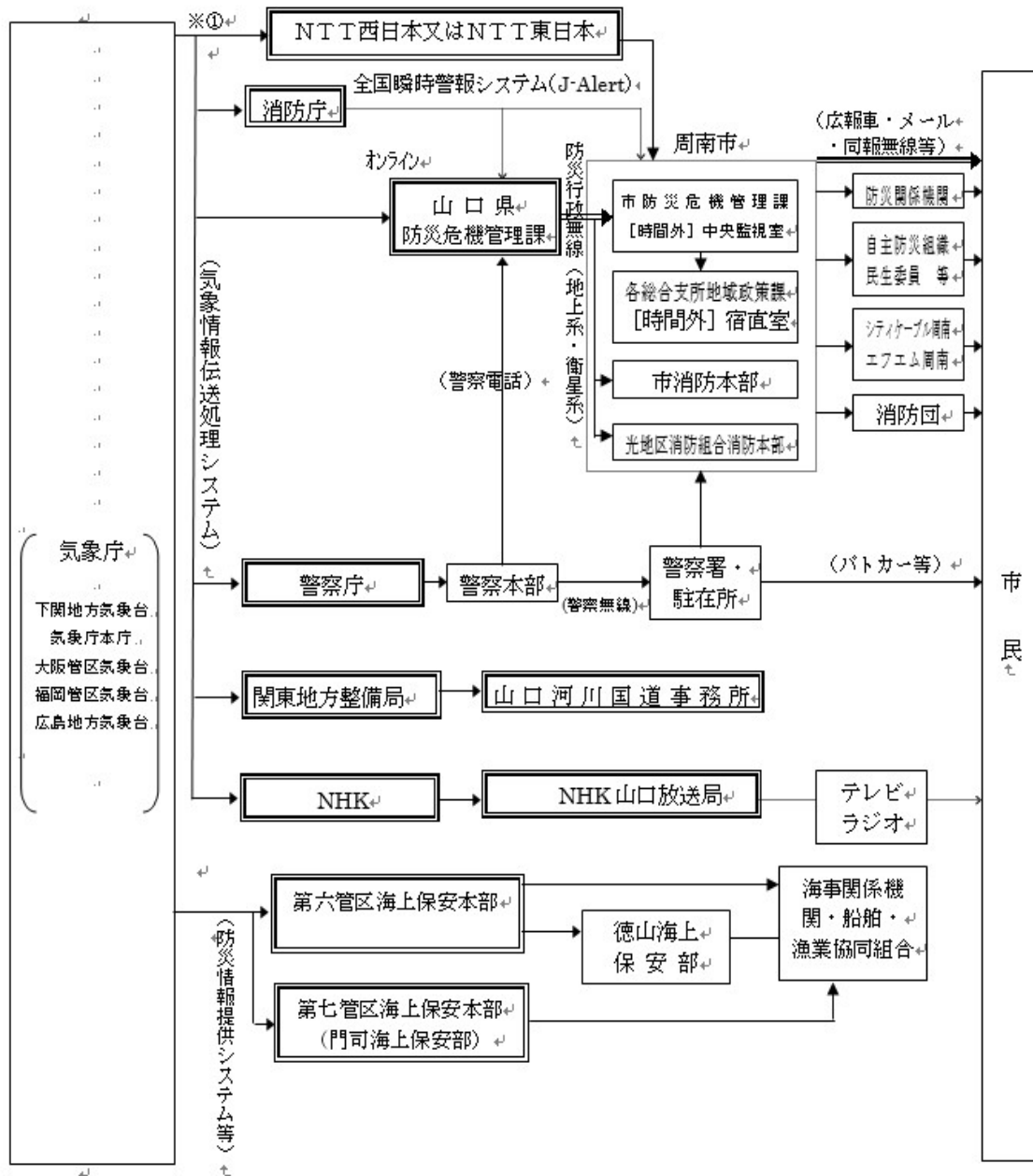
※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【新】【熊】【鹿】地域政策課

第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達

市及び防災関係機関は、相互の連携のもとに、地震、津波に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに市民及び関係機関に伝達する。

＜気象台からの大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報伝達系統図＞



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、特別警報発表時、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

※① 気象業務法施行令第8条の規定により地震に関する情報を除く

第2項 関係機関による措置事項

大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達に関して関係機関が実施する措置は次のとおりである。

1 気象台の措置事項

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達

① 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分(一部の地震※については最速2分程度)を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以

下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

なお、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波 警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合で、津波による災害の恐れがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※大津波警報は、特別警報に位置付けられる。

※参考資料 … 津波警報等の通知形式〔資料編3-8〕

＜津波警報等と避難のポイント＞

震源が陸地に近いと大津波警報・津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。

津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあるので、直ちにできる限りの避難をする。

津波は沿岸の地形の影響により、局所的に予想より高くなる場合があるので、ここなら安心と思わず、

より高い場所を目指して避難する。

津波は長い時間くり返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難を続ける。

② 津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さ（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・津波は繰り返し襲い、あとから来る波のほうが高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を発表中	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

③ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、

	海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を 発表
--	-------------------------------

④ 緊急地震速報の発表等

気象庁は最大震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上が予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（*））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	市 町 名
山口県	山口県北部	萩市、長門市、美祢市、阿武町
	山口県東部	岩国市、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町
	山口県中部	山口市、防府市、下松市、周南市
	山口県西部	下関市、宇部市、山陽小野田市

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

<伝達機関>

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災行政無線等を通じて住民に伝達する。

⑤ 地震情報の種類とその内容

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を 188 地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	- 震度 1 以上 - 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 - 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。

長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地振動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地振動階級の最大値のほか、地点毎の長周期地振動階級や長周期地振動の周期別階級等を発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠隔地地震に関する情報	国外発生地震について以下のいずれかの場合 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で大規模な地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	地震の発生時刻、震源やその規模を、概ね 30 分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報を発表。

※参考資料 … 気象庁震度階級関連解説表〔資料編 3-7〕

⑥ 地震活動に関する解説資料等

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 （速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 （詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度 5 弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1～2 時間を目途に第 1 号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。

地震活動図	・ 定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内の地震活動状況を取りまとめた資料。
-------	------------	--

⑦ 南海トラフ地震に関連する情報

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表
 - 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記
 - 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表
- また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表
- 詳細は次表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情 報 名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合もある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30 分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※¹でマグニチュード 6.8 以上※²の地震※³が発生 ○1 カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュー

から最短で 2 時間程度		ド※ ⁴ 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内※ ¹ において、モーメントマグニチュード※ ⁴ 7.0 以上の地震※ ³ が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード

従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。

ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。

2 市の措置事項

(1) 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達

- ① 地震・津波情報について県等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、市内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに市民に周知する。この場合、警察、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずる。
- ② 市民への津波警報、避難勧告・指示等の伝達広報が迅速に実施できるように、また伝達漏れのないように、平素から連絡系統、伝達先等を確認するとともに、訓練等を行うなどして習熟しておく。
- ③ 漁港、港湾、船だまり、フィッシャリーナ、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等の行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等多数の人が利用あるいは働いている施設の管理者等に対して、あらかじめ津波警報発令時等における避難誘導等への協力体制の確立を図る。

(2) 近地地震・津波に対する自衛措置

- ① 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。
強い揺れ（震度 4 以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生の可能性を考えて、市長は直ちに次の措置を講じる。
ア 海浜、港湾等にいる人、海岸付近の住民等に、直ちに安全な場所に避難するよう勧告又は命令する。
イ 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。
- ② 市に対する津波情報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後、少なくとも 1 時間以上、報道機関の放送を聴取するとともに、責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておく。
また、報道機関から津波警報が放送された場合、市長は直ちに上記アの措置をとる。
- ③ 市長は、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にあるときは、気

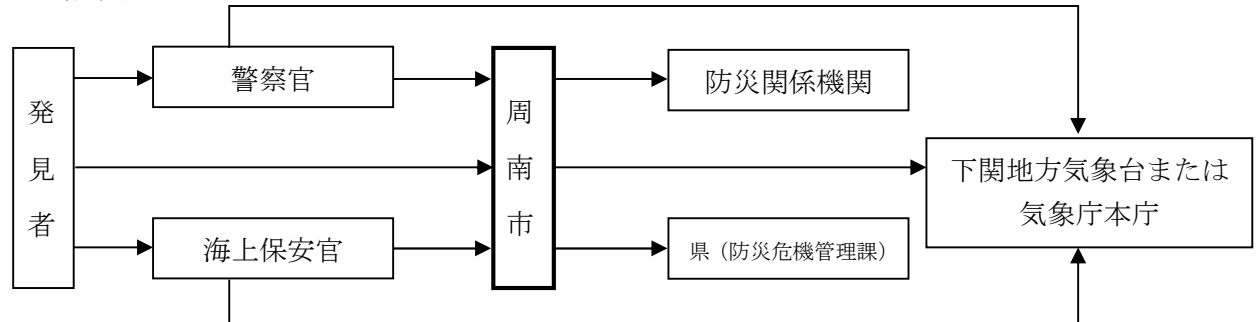
象業務法施行令第10条の規定に基づき、「津波警報」を発表することができる。

- ④ 地震情報の早期収集を目的に、県が「計測震度計」を設置しており、これの観測値等も参考に
して、上記アの措置を速やかに実施する。

(3) 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた場合、
又は自ら知ったときは、直ちに県（防災危機管理課）、防災関係機関、下関地方気象台または気象
庁本庁に通報する。

① 通報系統



② 通報を要する異常現象

異常現象	通報する基準
異常潮位	天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
地震動により引き起こされる現象	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等
その他地震に関するもの	群発地震、噴火現象

③ 通報項目

- ア 現象名
- イ 発生場所
- ウ 発見日時分
- エ その他参考となる事項

(4) 一般的な災害原因に関する情報の通報

地震等災害原因に関する重要な情報について、県、警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市民に周知する措置を講ずるとともに、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者等に通報する。

(5) 県からの津波警報等の受信取扱い

県からの伝達は、通常県防災行政無線衛星系によりFAXで送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となるので、「津波警報、注意報受信用紙」により受信する。

3 消防本部の措置事項

(1) 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達

地震・津波の重要な情報等について、県等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに消防署に一斉通知し、広報車等により市民への周知を図る。

(2) 近地地震・津波に関する情報の伝達

強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生の可能性を考えて、沿岸住民等に対して注意の呼びかけ、避難誘導等の措置をとる。

(3) 異常現象の通報

異常現象、地震に起因して発生する水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

第3項 土砂災害警戒情報、土砂災害特別警戒情報

本編第3編第2章第2節「災害情報計画」第4項及び第5項を準用する。

第2節 災害情報の収集・伝達

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施するうえで基本となる。

このため、市は、災害の発生に際して速やかに市内における所掌業務に関して必要な情報を把握し、県等関係機関に報告することが求められる。

そこで、災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

※担当【全】全部課所

第1項 情報収集・伝達連絡系統

市は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、関係機関に速やかに伝達する。

また、状況に応じて、市民に対し、適時適切な災害情報の伝達を行う。

なお、情報伝達に際しては、避難行動要支援者に配慮するとともに、市民にとってわかりやすい伝達に努める。

1 情報収集連絡系統

(1) 連絡系統図

本編第3編第2章第3節第1項「1 情報収集連絡系統(1)連絡系統図」による。

(2) 市から県への災害情報の報告

本編第3編第2章第3節第1項「1 情報収集連絡系統(2)市から県への災害情報の報告」による。

第2項 市の措置

1 情報収集体制

大規模地震発生時、本市が震源地又は震源地に近い場合は、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により、初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがあるため、迅速な情報収集ができるよう、次の点に留意して、適宜情報収集体制の見直しを図る。

(1) 地区別、災害種別等ごとに、情報収集及び報告責任者を定め、本人に通知しておく。

(2) 職員の巡回等により、積極的に情報収集を行う。特に、災害危険箇所、危険ため池等災害発生の予想される箇所については、重点的な警戒を実施する。

(3) 職員だけでは不足する場合も考えられるので、消防団、自主防災組織、警察等関係機関等の協力確保体制を確立しておく。

(4) 被害規模を早期に把握するため、消防本部への119番通報の情報を積極的に収集する。

(5) 被害状況を映像として早期把握することができるよう努める。

また、様々な通信手段を用いた、ネットワーク化された情報システム構築の検討を進め、防災情報・被害情報の共有化を図る。

(6) 調査事項、報告様式の事前配布、及び調査要領の作成、連絡方法の周知に努める。

2 収集すべき情報の内容

(1) 収集すべき災害情報は、人命救助に必要な情報を第一とし、負傷者の救出救助消火活動を実施す

るうえで必要な情報（建物倒壊、出火、道路・橋梁等の損壊状況、死傷者発生状況等）を収集する。

また、被害規模を早期に把握するための概括情報（緊急通報殺到状況等）を積極的に収集し、以後、順次被災者の救助活動に必要な情報を計画的に収集する。

(2) 法令等で報告を義務付けられた事項については、適時適切な情報収集を行う。

3 現地被害調査要領

- (1) 発災初期には、市の全機能をあげて人命救助に必要な情報の収集体制をとる。
- (2) 関係機関、市民の応援を求めて実施する。特に、発災初期の状況は、住民組織等を通じて、直ちに市に通報がなされるようにしておくことが望ましい。
- (3) 被害調査にあたっては、「被害程度の認定基準」に基づき、判定する。
- (4) 被害が甚大で被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- (5) 状況の把握、被害調査については、警察、県機関及び他の関係機関と密接な連絡をとる。

※参考資料 … 被害程度の認定基準〔資料編 5-3〕

4 被害状況等の県への報告

被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では、国、県が実施する市への応援活動に支障をきたすため、市域に地震、津波が発生した場合は、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。

ただし、通信の途絶等により県（防災危機管理課）に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。（対法第 53 条）

(1) 報告の要領

- ① 県への報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行う。

第 1 段階	発生速報 (被害の概況)	様式第 1	・ 発生の都度 ・ 原則として覚知後 30 分以内、分かる範囲で報告
第 2 段階	被害速報	様式第 2	・ 被害状況調査の進展にともない、順次報告
第 3 段階	確定報告	様式第 3	・ 当該災害に係る応急対策措置完了後 7 日以内

- ② 県への報告は、最終報告を除き、原則として防災行政無線（地上系・衛星系）により行う。

なお、これによりがたいときは、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報又は専用電話を活用して行う。

※参考資料 … 地震災害発生速報〔資料編 5-6〕

地震災害被害速報〔資料編 5-7〕

地震災害確定報告〔資料編 5-8〕

5 直接即報

火災・災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により、市域内で震度 5 強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、県に第一報を報告するとともに、直接消防庁にも報告する。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う

※参考資料 … 火災・災害被害等即報要領直接速報様式（市町村→消防庁）〔資料編 5-2〕

6 各種被害報告

- (1) 災害発生報告以外の各種被害報告は、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによる。
- (2) 災害救助法に基づく報告については、本編第4編第11章「災害救助法の適用」の定めるところによる。

第3節 通信の運用

本編第3編第2章第4節「通信の運用」を準用する。

第4節 災害情報の収集、伝達体制の整備

本編第3編第2章第5節「災害情報の収集、伝達体制の整備」を準用する。

第3章 災害時の広報

震災時には、通信施設の損壊、輻輳等により市、市民とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じるおそれがある。

そこで、市は、市民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、被害の拡大防止に必要なとなる予警報、災害情報を迅速に伝達するとともに、市民に適時的確な情報（ライフラインの復旧状況、県・市が実施する各種応急対策、安否情報等）を提供し、被災地の社会的混乱を最小限にとどめる。

※担当【全】広報戦略課

【本】防災危機管理課、総務課、人事課、地域づくり推進課、生活安全課、高齢者支援課、障害者支援課、生涯学習課、学校教育課

【新】【熊】【鹿】地域政策課、市民福祉課

（ただし、本編準用箇所は本編のとおり）

第1節 市が行う広報

第1項 市の広報活動

本編第3編第3章第1項「1. 市の広報活動」を準用するが、「2. 広報の内容」については次のとおりとする。

2 広報の内容

広報内容は、概ね次の内容が考えられる。市は、適時適切な広報を実施する。

(1) 発災直後	① 津波・余震に関する情報 ② 災害発生状況 ③ 避難の指示等 ④ 地域住民がとるべき措置 ⑤ 避難所・医療救護所設置情報 ⑥ 避難路情報 ⑦ 交通規制状況（陸上・海上） ⑧ 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項 ⑨ その他、必要事項
(2) 応急対策着手後	① 道路情報 ② 公共交通機関の状況 ③ 給食・給水実施状況 ④ 医療・救護実施状況 ⑤ 電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの状況 ⑥ 生活必需品等供給状況 ⑦ 応急対策実施の状況 ⑧ 安否情報 ⑨ 河川・港湾・橋梁等土木施設状況 ⑩ 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項 ⑪ その他、災害応急対策の経緯に伴い発生する必要事項等

第 2 節 放送局が行う放送

本編第 3 編第 3 章第 2 節「放送局が行う放送」を準用する。

第4章 避難計画

地震発生時においては、建物倒壊、延焼火災、崖崩れ、津波等の発生による市民の避難が予想される。災害の拡大を防止するためには、的確な避難対策が必要となることから、その対策について定める。

下記の項目以外、本編第3編第5章「避難計画」を準用する。

第1節 避難指示等

4 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、あらかじめ市長が、市内の地理的・社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、定めておく。

また、これらの情報は、消防・警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て収集する。

避難指示等の基準の一般的な例示としては、次の事態を挙げることができる。

- (1) 余震、地震後の降雨等により、山崩れ、雪崩、斜面崩壊、地滑り、土石流等土砂災害の発生が予想され、避難を要すると判断されるとき
- (2) 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (3) 建物、擁壁等の倒壊、又は余震により、人的被害が発生するおそれがあるとき
- (4) ダム等の決壊、降雨により、河川が警戒水位を突破し、洪水による人的被害が発生するおそれがあるとき
- (5) 気象庁から大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表され、避難を要すると判断されるとき
- (6) 近海地震で、緊急に避難を必要とするとき
- (7) 同時多発火災が発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- (8) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きいとき
- (9) 危険物等が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- (10) 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の災害により、人的被害が予想されるとき

※担当【全】防災危機管理課、地域づくり推進課、環境政策課、水産振興課、河川港湾課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）、学校教育課

【本】各支所

【新】地域政策課、市民福祉課

【熊】【鹿】地域政策課、市民福祉課、産業土木課

第2節 平常時からの備え

第1項 避難場所の選定・整備及び広報

2 避難施設の選定基準

- (1) 耐震性が確保され、安全であること
- (2) 避難施設は、対象地区のすべての市民が収容できるよう配慮すること
- (3) 1人あたりの必要面積は、概ね2㎡以上とすること
- (4) 大規模な地割れ、崖崩れや浸水などの危険のないところ
- (5) 火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な避難地が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく

(6) 沿岸地域については、津波襲来を考慮に入れた選定をすること

(浸水域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分配慮し、公共施設の他、民間ビルの活用など種々の検討を行い、より効果的な配置となるよう努めること)

(7) 土砂災害警戒区域でないこと

第7項 津波災害警戒区域における警戒避難体制等の整備

最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、次のとおり整備する。

(1) 津波に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制

(2) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設への津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法

※参考資料 … 要配慮者利用施設一覧（市指定）〔資料編 7-6〕

(3) 津波に関する情報の伝達方法、浸水のおそれがある場合における避難施設その他避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他、警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項が記載され住民に周知するための印刷物（ハザードマップ）の配布等

第5章 水防・消防・危険物等の対策

地震が発生した場合の被害は、建物、構造物の倒壊によるもののほか、河川・護岸等の損壊又は津波による浸水、火災の発生が予想される。

また、危険物施設等における災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保について必要な対策を講じる必要がある。

このため、これらによる被害を最小限に食い止めるため、震災時における水防、消防及び危険物等に係る応急対策活動について定める。

第1節 水防活動

地震が発生した場合、ダム、ため池、河川・海岸等の堤防、護岸の決壊又は降雨等による洪水及び津波等による浸水の被害の発生が考えられる。

このため、水防管理者は、地震が発生した場合、これらの被害を最小限に防ぐために必要な措置を講じることになる。

本節では、水防管理者がとる応急対策について、必要な事項を定める。

※担当【全】防災危機管理課、農林整備課、水産振興課、河川港湾課、上下水道局、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【新】【熊】【鹿】地域政策課

【熊】【鹿】産業土木課

第1項 水防活動体制の確立

1 水防活動体制

地震発生後において、水防対策が必要な事態が発生した場合又は、気象台から大雨に関する予警報が発表された場合は、「水防本部」体制により、事態を処理する。

2 水防組織

市水防計画に定めるとおりとする。

第2項 水防活動

震災時における水防対策については、市水防計画に準拠して必要な措置及び応急対策を講じる。

1 実施機関

(1) 市

水防管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は、水防体制の確立を図り、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。

(2) 施設の管理者

ダム、ため池、堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講ずる。

2 応急対策活動

(1) 監視、警戒活動

地震（震度4以上）の発生又は津波警報が発表された場合は、直ちに、河川、海岸、ため池、水門、樋門、防潮扉等を巡視し、被害箇所、危険箇所その他重要箇所の監視警戒にあたる。

(2) 水門、樋門、防潮扉等の操作

- ① 水門、樋門、防潮扉等施設の管理者は、地震を感知又は津波警報が発表された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位、潮位の変動を監視し、必要に応じて適正な開閉を行う。
- ② 大規模地震が発生した場合は、水門、樋門等に被害が発生し、沈下・変形等により、開閉操作が不可能となる場合が考えられる。

このため、各施設の管理者は、建設業者等への緊急連絡体制を整え、速やかな対応ができるようにしておく。

(3) 浸水・溢水等応急措置

警戒、監視等により応急排水等の措置が必要となった場合は、水防管理者は、関係機関と協力し、直ちに付近住民へ周知を図るとともに、必要に応じて避難誘導等の措置及び応急排水を実施する。

(4) 河川、海岸施設の応急措置

大規模な地震が発生した場合、堤防、護岸等の破損が広範囲にわたって生じるおそれがある。

この場合、被害の拡大、二次災害の防止のために、迅速な仮設締切等の応急処置が必要となる。

このため、建設業者、機械鋼構造業者、電気通信業者、港湾業者等専門業者との間の緊急連絡体制の整備及び必要な資機材の確保体制を確立しておく。

(5) 農業用施設の応急措置

各施設の管理者は、ため池、水門、樋門の被害状況を確認し、被害の拡大、二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。

3 水防用資機材の整備

市は、その所管する区域における浸水への対応が十分できるよう、必要な資機材を整備するとともに、緊急調達方法等についてあらかじめ定めておく。

第2節 消防活動

大規模地震発生時には、火災の多発により、極めて多数の人命の危機が予想される。地震時の火災の態様は、地震の規模、震源の位置、発生する時期、気象条件、市街地の状況、消防水利や消防ポンプ自動車等の消防力の配備状況等により被害の様相が異なり、臨機応変な活動が求められることから、震災時における消防活動に必要な事項について定める。

なお、消防活動に関する一般的事項については、本編第3編第7章「火災対策」に定めている。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

第1項 地震火災に関する計画

1 地震火災防御計画の策定

- (1) 市は、消防活動について、国の指導に基づき、市内における消防活動に必要な「消防計画」を策定している。

地震発生時における消防活動については、「地震災害対策消防基本計画」が作成されているが、大規模地震発生時における消防活動をより円滑、的確に実施するため、被害想定を踏まえ、地域の特性を加味した防御活動計画を策定する。

- (2) 地震発生時の火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって左右されるが、被害発生規模に着目し、人命の確保、物的被害の軽減等について、段階的な防御対象および範囲を定めるなど、最も効果的に被害軽減が図れる計画となるよう努める。

この場合、消火栓の使用不能、道路寸断等による消防力の低下、また、地域住民、事業所、他市

町村、他県の応援協力等をも踏まえた計画内容とする。

- (3) 地震発生時火災防御計画には、消防職団員の部隊運用要領等とともに、これを補完するものとして、災害救援ボランティア、地域住民の活動内容、協力支援体制等についても計画に盛り込む。

2 地震火災対策の方針

- (1) 市及び消防機関は、同時多発の火災から市民の生命の保護を第一として活動を実施する。
この場合において、出火防止と初期消火の徹底について、市民や事業所に呼びかけるとともに、地域住民を含めその全機能をあげて、避難の安全確保及び延焼の拡大防止に必要な活動を実施する。
- (2) 防御活動
防御活動の実施にあたっては、明確な防御方針、重要対象物の指定、延焼阻止線、避難地・避難路、消防活動計画図の策定、部隊の運用体制等についての体制を確立し、活動する。

第2項 地震災害対策体制

1 初動体制の確立

(1) 消防本部の初動体制

市内に地震が発生し、災害が発生するおそれがある場合、又はその他の状況により、消防長が警戒を要すると認めたときは、早期に災害警戒体制の確立を図る。

① 警防本部の設置

各方面の消防隊の災害活動を総合的に掌握し、適正な指揮管制を行うとともに、災害情報の収集を行うために、消防本部に警防本部を設置する。

② 初動体制の指令

指令課は、市域内で震度3以上が記録されたときは、一斉放送及び指令電話にて消防本部及び各署所に地震情報を伝達し、初動体制の配備を指令する。

③ 初動体制

ア 通信及び情報収集体制

通信施設の機能試験、非常電源の点検を実施し、通信体制を確保し、情報収集体制の確立を図る。

イ 出火防止及び庁舎等の被害状況

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに、庁舎及び附属施設の被害の有無を確認する。

(2) 消防署の初動体制

消防署は、地震が発生し初動体制の指令があった場合は、早期に初動体制の確立を図る。

① 出火防止対策、消防庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検、火気始末及び庁舎附属設備の被害状況の有無を確認する。

② 車両の安全確保

地震による、消防車両の出動障害を避けるため消防署の立地条件、建物構造を考慮し、消防車両を車庫前又は安全な場所へ移動する。

③ 車両積載品の増強

人命救助の資機材、長時間の消火活動に対処するため、ホースの積載数を増強する。

④ 資機材の確保に努める。

(3) 消防団の初動体制

① 消防団

消防団長は警戒体制をとるために、消防本部に設置された警防本部との連携を基に体制の確立を図る。

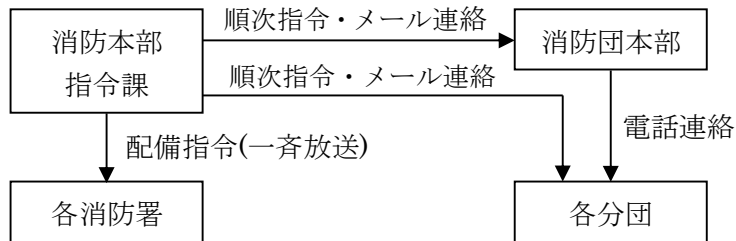
② 参集

地震による被害の発生のおそれがあると認められる場合においては、団員は、自発的に分団機庫に参集し、早期に活動体制をとるとともに、消防団長は、各分団に非常招集指令を伝達する。

③ 出動体制の確保

ホースの車両積載数の増強を図る。

<初動体制の連絡系統>



2 動員配備方法

(1) 動員配備基準

① 警備体制（第1警戒体制）

災害が発生するおそれがある場合、その他の状況により消防長が必要と認めたとき。
(市内に震度3以上の地震が発生したとき)

② 緊急体制（第2警戒体制）

事態が切迫し、局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合。
(市内に震度4以上の地震が発生したとき)

③ 非常体制（災害対策本部体制）

災害が拡大し、緊急体制では対処できず、組織の全力をもって対処する必要があるとき、又は地震により大規模に災害が発生したとき。

(2) 動員方法

① 勤務時間内にあっては、庁内放送で行う。

② 勤務時間外にあっては、緊急体制で日勤者、隔日勤務者に対して、地震対策配備基準に基づき順次指令及びメール送信等により非常招集を行う。

③ 自主参集

地震等により、相当規模の災害が発生、又は災害が予測される場合は消防本部・消防署に自主登庁する。

第3項 消防活動

1 活動の基本方針

地震災害発生時における活動方針は、人命の安全確保を最優先とし、基本方針は次のとおりとする。

(1) 消火活動

地震災害は、人命に対する多種多様な危険現象が複合的に発生し、最も被害が増大するものは、二次的に発生する火災である。

二次的に発生する火災に対処するためには、消防の総力をあげて出火防止及び火災の早期鎮圧、延焼拡大の防止を図る。

(2) 救急・救助活動

地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、自動車事故、危険物・毒劇物の漏洩等により複合的な被害の発生が予測される。

このことから、人員、資機材等を活用し、救急、救助活動を優先的に実施し、人命の安全確保に

努める。

(3) 安全避難の確保

火災の発生件数が多く、延焼火災の鎮圧が困難と予測される地域については、市民の安全避難を確保するため避難誘導を行う。

2 部隊運用

(1) 部隊運用方針

部隊運用方針は、発災後においても、警防本部の指令の基において、一括運用統制することを基本とする。

(2) 出動指令

- ① 指令課は、同時多発火災で通常の出動指令では対応できない場合は、警防本部の決定に基づき上司の指示を受けて出動指令する。
- ② 出動隊の小隊長から応援要請があった場合は、各分隊の余力がある消防署員に対し、必要な地域への出動を命ずる。
- ③ 避難指示等が出された場合は、火災延焼の状況及び部隊の運用状況を勘案し、市対策本部等の関係機関に必要な情報を通報するとともに、避難地等の広報を各署所へ指示する。

(3) 消防署の部隊運用

- ① 署長は、火災の発生件数、地域及び延焼状況により、出動隊及び応援隊の効率的運用を図る。
- ② 部隊の運用にあたっては、火災発生地域の避難者の安全を重点において部隊の効率的な運用を図る。

(4) 部隊の指揮

- ① 小隊長は、警防本部と連絡を密にし、災害地区内の災害活動の指揮をする。
- ② 小隊長は、災害地域内の災害活動状況を警防本部に連絡する。
- ③ 全市的に火災が延焼拡大し、消防力を結集する必要があるとき、又は延焼阻止線の設定等大規模な消火活動の現場指揮は、消防長又は次長が行う。

(5) 消防活動要領

地震時に発生する火災件数及び形態は、地震の規模、発生時間帯等の条件により大きく影響されるが、大火災への拡大を防止するため、延焼拡大密集地域等の火災現場へ優先的に出動する。

① 消火活動

ア 消防水利の設定は、原則として火点直近の防火水槽、その他自然水利に部署する。

イ 火災が拡大し、大規模火災になった場合、阻止するため消防隊を結集し、延焼阻止線を設定する。

ウ 延焼拡大により広域的に避難の必要があるときは、避難地、避難路の確保に総力をあげて防御活動を行う。

(6) 救急・救助

① 救急・救助活動の方針

震災時には火災をはじめ建物、ブロック塀の倒壊、看板等の落下により、多数の救急、救助の事象の発生が予測されるので、関係機関との協力体制を確保し、迅速的確な対応により救急、救助活動に万全を期する。

② 救急活動

ア 負傷者を選別し、重症者から順次搬送する。

イ 消防庁舎、避難場所等に救護所を必要に応じて設置し、負傷者の選別、負傷者の救護所への搬入及び医療機関への搬送、また、負傷者が多発している場合の救護所への搬送は、必要により消防団、自治会組織へ協力を求めて実施する。

ウ 指令課は、山口県救急医療情報システム等を活用し、医療機関の診療、収容の可否を確認す

るとともに情報提供を行う。

また、必要により、県医療救護班の救護所への早期派遣を要請する。

エ 負傷者を搬送する救急隊等は、氏名、住所、発生場所等の必要事項を記録する。

③ 救急隊の運用

ア 市内全般の被害状況を勘案し、救急隊の出動を調整する。

イ 救急隊は、小規模の救助活動にも対応すべき簡易な救助器具（バール、シャベル、のこぎり、なた等）を積載する。

④ 救急隊の指揮

ア 署長は災害の状況に応じて、必要があると認めたときは、現場指揮本部を設置し、指揮統括を行う。

イ 活動内容は警防本部に報告する。

⑤ 救助活動

ア 正確な情報収集を行い、人命危険が高いと判断されるところから救助活動にあたる。

イ 救助活動にあたっては、二次災害の防止措置を行い実施する。

ウ 救助活動にあたっては、系統的な部隊運用を図り、重複活動を避けるように配慮し、活動が長期に及ぶときは交代要員を配置する。

エ 救助活動にあたっては、要救助者の安全を配慮し、状況により土木建築業者等に要請し、重機の調達を行い実施する。

⑥ 救助隊の運用

救助隊は、原則として指令課が把握した、緊急性を認める現場に優先的に出動する。

⑦ 救助隊の指揮

ア 署長は、災害の状況に応じて必要があると認めたときは、現場指揮本部を設置し、指揮統括を行う。

イ 活動内容は警防本部に報告する。

3 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、出火防止をはじめとする住民指導及び保有装備を活用して、消火活動その他の災害防御にあたる。

(1) 活動範囲

原則として、所属所管を優先して行うが、消防長の命令により管轄外の火災発生及び被害状況等により出動し、活動を報告する。

(2) 任務

- ① 出火警戒
- ② 消火活動及び各消防隊との連携
- ③ 中継送水の相互援助
- ④ 飛火警戒
- ⑤ 残火処理
- ⑥ 広報活動
- ⑦ 救助救出活動
- ⑧ 応急手当活動
- ⑨ 災害情報の収集伝達活動
- ⑩ 避難誘導及び指示

4 避難の支援活動

地震により家屋の倒壊、障害物等で避難路が制約され、住民の避難に障害が生ずると予測されるの

で、消防団、自治会等の協力を得て実施する。

- (1) 避難場所、避難地、避難路の確保
- (2) 消防車、広報車等による避難所、避難地、避難路の広報
- (3) 市民の避難誘導

5 事業所の活動

地震により危険物施設等から危険物の漏洩、火災の発生が予測されるため、これらの防止対策を講ずる。

- (1) 消火活動
- (2) 通報
- (3) 救出及び応急手当の活動
- (4) 避難誘導
- (5) 被害状況の調査

6 市民及び自主防災組織の活動

大規模な地震が発生した場合、地域によっては、早期に消防力の投入が困難と予測されるため、市民及び自主防災組織が初期消火活動及び火災発生の防止に努める。

また、市は、市民及び自主防災組織が容易に使用できる消火、救助資機材の整備の促進に努める。

- (1) 各家庭における出火防止（ガス栓、電源の閉止）の点検及び隣接住宅への呼びかけを行う。
- (2) 火災が発生したときの消火器、バケツリレー等による初期消火活動
- (3) 消防隊が到着したときの支援活動

7 災害救助ボランティアの活動

大規模地震発生直後等における消防活動を迅速かつ的確に実施するためには、既存の消防機関だけでは困難なことが予想されるため、災害救援ボランティアの育成を図っていく。

災害救助ボランティアの活動については、次のような分野が期待される。

- (1) 初期消火活動及びその支援
- (2) 救助救出活動及びその支援
- (3) 応急手当活動及びその支援
- (4) 災害情報の収集・伝達活動及びその支援
- (5) その他、避難誘導等の活動に対する支援

第4項 広域消防応援

1 広域消防応援・受援

大規模災害消防応援実施計画については、本編第4編第9章「広域消防応援・受援に係る計画」を準用する。

2 その他の応援要請

消防長は、消火、救急、救助現場の状況により必要があると認めたときは、次の機関へ出動の要請を行うものとし、応援の要請にあたっては関係機関と調整の上、実施する。

- (1) 自衛消防隊、土木建設業者等の民間企業への応援要請
- (2) 医師会への応援要請
- (3) 自衛隊への応援要請
- (4) その他の機関への応援要請

第5項 海上災害対策

地震、津波等により、沿岸及び海上等の危険物施設や、船舶等から油の流出又はこれに伴う火災が発生した場合及び危険物が流失した場合、人命救助、消火活動、流失油等の防除、付近の船舶の安全確保及び沿岸住民への被害防止を図るため、徳山海上保安部は、関係機関と密接な連携をとり、必要な応急措置を講じる。

警察、消防機関、港湾管理者及びその他の関係機関は、徳山海上保安部長（港長）が実施する応急対策に対して協力する。

1 被災情報の収集

(1) 港湾施設の被災状況

- ① 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- ② 水路、航路標識の異常の有無
- ③ 石油コンビナートの被災状況

(2) 港内の状況

- ① 在泊船舶の状況
- ② 船舶交通の輻輳状況

(3) 被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況

(4) 港湾等における避難者の状況

(5) 関係機関等の対応状況

(6) 陸上における被害状況に関する情報収集

（ただし、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集の実施に支障をきたさない範囲において）

(7) その他、発災後の応急対策の実施上必要な事項

2 応急対策活動

(1) 人命救助

巡視船（艇）、航空機または特殊救難隊等により搜索救助活動を実施する。

また、関係機関は協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救出、救護にあたる。

(2) 被災船舶に対する拡大防止措置の指導

- ① 流出箇所等の閉鎖
- ② 船舶所有の資機材による防除活動
- ③ 積載油等の他タンクへの移送

(3) オイルフェンスの展張

(4) 流出油の回収等

(5) 初期消火及び延焼拡大防止

(6) 被災地付近の警戒及び立入制限

(7) 応急資機材、消火資材の調達、確保及び輸送

※参考資料 … 特定事業所の消防車両等（石油コンビナート特別防災地域）〔資料編 8-9〕

(8) 被災船舶の移動等

(9) 被害拡大防止のため、船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊の動員及び必要があるときは、海上災害防止センターに防除措置の指示並びに自衛隊等関係機関に対して出動要請する。

(10) 船舶の交通規制

- ① 航行の制限又は禁止
- ② 港内在泊船舶に対する避難勧告及び移動命令
- ③ その他必要な航行管制

(11) 港内及び付近海域における火気の使用禁止又は制限

(12) 必要に応じ、被災地付近住民等への避難勧告

- (13) 海上における被害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における消火活動等に協力する。

3 具体的な活動等

徳山海上保安部と市消防本部との船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

※参考資料 … 周南市消防本部と徳山海上保安部との業務協定書〔資料編 2-10〕

第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策

大規模な地震により、危険物・火薬・高圧ガス・放射性物質・毒物劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、これらの施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限に止めるため、関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保に必要な対策を講じる。

また、この計画に定めのない事項は、本編第7編第2章第1節「化学工場等災害対策」に定めるところによる。

第1項 石油類等の保安対策

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられてきている。

激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限に止める。

実 施 者	措 置 内 容
施設の所有者、 管理者又は占有者	1 地震発生時の応急対策 (1) 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。 (2) 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講じる。 (3) 地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、地震の規模に応じた防災要員を確保する。 (4) 人的・物的被害、火災・爆発・漏洩等の有無を調査・点検するとともに、地震の規模に応じて危険物関係施設の運転停止等を行う。 (5) 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏洩等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、危険物関係施設の運転停止、施設内の使用火気の消火及び常用電源の遮断等の応急処置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。 (6) 地震による被害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民等への避難誘導等の必要な措置を講じる。 (7) 車両により危険物を輸送中に地震が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停車して、危険物の漏洩の有無等について点検し、異常があるときは前記の応急措置を講じる。
	2 地震発生時の連絡通報及び広報活動 (1) 災害が発生したときは、直ちに消防機関、警察、県等へ通報する。

	(2) 災害が、周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合、または周辺住民へ被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性について、迅速かつ正確な広報活動を行う。
市 ※担当 【全】消防本部 (熊毛地域は、光 地区消防組合消 防本部) 【全】防災危機管 理課 広報広聴課 【新】【熊】【鹿】 地域政策課	1 庁内防災体制の確立 (1) 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び市本部の設置等必要な体制をとる。 (2) 災害発生について、県へ直ちに通報する。 2 地震発生時の危険物関係事業者への指示等 (1) 危険物関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について、必要な指示をする。 (2) 危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ、又はその使用を制限する。 (3) 危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。 (4) 転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。 3 救急・防災活動 地震により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。 4 広報・警戒区域・避難勧告・避難命令 (1) 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。 (2) 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏洩等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難勧告・避難命令等の必要な措置を講じる。 5 関係機関との連絡・調整等 (1) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止し、又は周辺住民の安全確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して必要な対策を講じる。 (2) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止するために、他の消防本部の応援を必要とするときは、化学消火剤の収集、化学消防車等の必要な資機材及び人員の応援要請の措置を講じる。 (3) さらに消防力を必要とする場合には、県に対して自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

	6 化学消火剤及び化学消防車の所在状況 ※参考資料 … 消防ポンプ自動車等現有台数〔資料編 8-4〕 化学消火剤・油処理剤等の所在〔資料編 8-7〕 危険物製造所・貯蔵所・取扱所等所在数〔資料編 11-1〕 特定事業所の概要（石油コンビナート特別防災区域） 〔資料編 11-2〕
警察	(1) 県及び市の消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を行う。 (2) 市長から要請があったときは、災対法第 59 条の規定に基づき、災害拡大のおそれがある設備又は占有者等に対し、災害の拡大防止に必要な限度においてその設備、物件の除去、保安等必要な措置をとることを指示する。
徳山海上保安部	(1) 巡視船艇、航空機により、被害状況の把握に努めるほか、県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、警戒区域の設定、避難誘導、取締りを行う。 (2) 危険物荷役中の船舶に対して、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。 (3) 船舶交通の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、必要に応じて船舶等に対し、移動を命じ、又は航行を制限し、もしくは禁止するとともに、航行警報等により速やかに周知する。 (4) 被災その他の原因により自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し、同所有者等による救出措置を指導するとともに必要に応じて巡視船艇による安全な場所への救出措置を講じる。 (5) 危険物等の防除作業にかかる指導及び巡視船艇による応急防除作業等を行う。 (6) 港湾内で災害が発生した場合は、被災地港湾への危険物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。また、港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか、又は停泊地を指定する。

第 2 項 火薬類の災害予防対策（火薬取締法）

関係機関及び関係事業所等は、災害の態様に応じて、次の措置を講じる。

実 施 者	措 置 内 容
火薬類の製造者 及び火薬庫又は 火薬類の所有者 又は占有者	(1) 地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに防災要員を確保し、事業所等の応急点検を実施し、被害状況を把握する。 (2) 地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じたときは、災害の拡大を防止するための緊急措置を講じるとともに、警察及び消防機関に連絡する。 ① 貯蔵火薬類を安全地帯に移す余裕がある場合は、移動の措置をとり、見張を厳重にする。 ② 危険又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。 ③ 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、必要によっては、付近住民に避難の警告を行う。

	④ 吸湿、変質、不発、半爆発等のため著しく原性能もしくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、安全確認の後、廃棄する。
県 (商政課)	延焼等により、被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発するとともに、関係防災機関に連絡する。 ア 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部もしくは一部の使用の一時停止を命じる。 イ 製造業者、販売業者又は消費者その他火薬類を取り扱う者に対して製造、販売、貯蔵、運搬消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ウ 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。 エ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。
警察	第1項「石油類等の保安対策」に準じた措置を講じる。
徳山海上保安部	第1項「石油類等の保安対策」に準じた措置を講じる。
中国経済産業局	火薬製造事業所等の施設が、火災等の発生により危険な状態となった場合、又は危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その保安責任者に対し、法令に定めるところにより、危険防止措置を講じるよう監督又は指導を行い、また必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。
中国四国鉱山 保安監督部	鉱山作業現場等における被害防止もしくは拡大を防ぐため、災害状況の実情把握に努め、必要に応じて適切な指示、命令を発する。

第3項 高圧ガスの災害予防対策（高圧ガス保安法）

高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等（以下「高圧ガス関係施設」という。）については、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により、種々の保安防災対策が講じられている。

しかしながら、大規模地震発生時には、高圧ガス関係施設に、火災・爆発・漏洩等の災害が発生し、高圧ガス関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがあることから、高圧ガス関係事業者及び関係機関は、次の措置を講じる。

実 施 者	措 置 内 容
高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスの貯蔵をする者又は充てん容器の所有者もしくは占有者	1 地震発生時の応急対策 (1) 地震発生後直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏洩等の有無を調査するとともに、地震の規模に応じて、高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ等を行う。 (2) 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏洩等の災害が発生したときには、直ちに負傷者の救護、高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ、高圧ガス容器の安全な場所への移動等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。 (3) 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民への避難勧告等に必要な措置を講じる。 (4) 車両により高圧ガスを輸送中に地震が発生した場合には、直ちに車両を安全な場所に停車して、ガス漏洩の有無等について点検し、異常があるときは上記(1)～(3)の応急処置を講じるとともに、山口県高圧ガス地域防災協議会等による応援を受ける。 (5) 製造施設又は消費施設が危険状態になったときは、製造又は消費の作業

	を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。 (6) 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスを安全な場所へ移し、又は放出し、もしくは容器を安全な場所に移す。 (7) 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中もしくは地中に埋める。 2 地震発生時の連絡通報及び広報活動 (1) 地震により災害が発生したときは、消防機関、警察、県（消防保安課）等へ通報する。 なお、通信手段が途絶しない限り、第1報は電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告する。 (2) 地震による災害が周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合又は被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な広報活動を行う。
市 ※担当 【全】消防本部 （熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）	1 救急・防災活動等 地震により、高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて、高圧ガス関係事業者へ、防災活動上必要な指示を行う。 2 警戒区域・避難勧告・避難命令 高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏洩により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難勧告・避難指示等の必要な措置を講じる。 3 広報活動 周辺住民に対し、高圧ガス関係施設の災害状況、避難の必要の有無等について、適切な広報活動を行う。
県 （消防保安課）	1 地震発生地の高圧ガス関係事業者への指示等 (1) 高圧ガス関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置周辺住民の避難誘導、広報活動等について必要な指示をする。 (2) 高圧ガス関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、製造もしくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用停止、高圧ガスの製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止又は制限等の緊急措置を命じる。 (3) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命じる。 2 関係機関との連絡・調整 地震による高圧ガス関係施設に災害の拡大を防止し、又は周辺住民の安全確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して、必要な対策を講じる。

警察	第1項「石油類等の保安対策」に準じた措置を講じる。
徳山海上保安部	第1項「石油類等の保安対策」に準じた措置を講じる。
中国産業経済局	関係機関との連絡調整を行い、県、高圧ガス関係事業者等に対し、災害拡大の防止及び周辺住民の安全確保等について必要な指示・助言を行う。

※参考資料 … 高圧ガス製造所・貯蔵所数一覧〔資料編11-5〕

第4項 放射性物質の保安対策

地震災害により放射性物質の漏洩等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の様に応じて「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、定められた基準に従って、必要な次の措置を講じる。

実 施 者	措 置 内 容
放射線物質使用者・取扱関係者	(1) 放射線源の露出、拡散等の発生もしくはおそれがある場合は、所轄労働基準監督署、県警察、商法関係機関等に通報する。 (2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。
市 ※担当 【全】消防本部 （熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）	(1) 放射線物質使用者、取扱関係事業者等から、事故等の発生の通知を受けた場合は、直ちに、県（消防保安課及び医務保険課）に通報する。 (2) 放射線源の露出、拡散により、人命への危険が切迫しているときは、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難指示等を行う。 (3) 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。 ① 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ② 放射線源の露出、流出にともなう危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 (4) 火災等により放射性物質を使用する建築物等が被害を受け、又は受けるおそれがある場合は、医療機関と連絡をとり、危険場所の認知及び放射線量の測定を行い、延焼防止の対策とともに、汚染区域の拡大を防止する措置を講じる。 (5) 消防活動及び救助活動については、「放射線施設等の消防活動のための手引き」及び「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を参考に実施する。
県 （消防保安課・医務保険課）	(1) 市又は警察から、事故等の発生もしくはおそれがあると通報があった場合、直ちに国（消防庁）へ通報する。 (2) 応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあつせんを行う。 (3) 放射線物質使用病院で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため、観測測定班等を編成して、漏洩放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。 (4) 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、放射線計測器、除去施設等を有する診療施設での治療が必要となることから、必要な医療機関の確保、あつせんを行う。
警察	(1) 事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、県（消防保安課及び医務保険課）へ通報する。 (2) 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。

徳山海上保安部	(1) 第1項「石油類等の保安対策」1～4に準じた措置を講じる。 (2) 海上における緊急時モニタリングに関し、知事等からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、現地に動員されたモニタリング要員及び器材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。
---------	--

※参考資料 … 放射性物質の所在状況〔資料編 11-7〕

第5項 毒物劇物

毒物劇物取扱施設については、毒物及び劇物取締法に基づいて監視指導を行っており、また、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、その法令により、災害予防対策として事故時の流出を防止するため防液堤等の設備の設置等に対策が講じられている。

防災関係機関及び取扱業者は、災害時において設備等が破損した場合、次の応急措置等を講じる。

実 施 者	措 置 内 容
・製造者 ・輸入者 ・販売者 ・業務上取扱者 （毒物及び劇物取締法第16条の2）	(1) 地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災対策要員を確保する。 (2) 毒物劇物タンク等の被害状況の把握に努め、当該施設が被害を受け、毒物劇物の漏洩、流出等が生じた場合には、次の応急措置を講じる。 ① 県（周南環境保健所）、警察、消防機関に直ちに通報する。 ② 従業員及び周辺住民に対して正確な情報を提供し、必要に応じて早期の避難措置をとる。 ③ 中和処理剤の散布等の緊急措置を実施する。
市 ※担当 【全】消防本部 （熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）	(1) 危険が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立ち退きの指示等を行う。
県 （環境保健所）	(1) 毒物劇物取扱事業者に対して、毒物劇物の飛散、漏洩、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するために必要な応急措置を講じるよう指導する。 (2) 毒物劇物の飛散、漏洩した場合は、中和剤等による防除作業を実施するよう指示する。 (3) 中和剤等の資材及び人員等が不足するときは、その収集、あっせんに努める。
警察	県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を実施する。
徳山海上保安部	第1項「石油類等の保安対策」に準じた措置を講じる。

※参考資料 … 毒物、劇物製造所等一覧表（石油コンビナート特別防災区域）〔資料編 11-4〕